

公益的機能維持増進協定のイメージ

ポイント①

協定の対象となる森林

- ・ 国有林内で孤立している人工林で、民有林間での集約化ができず、整備が困難な森林
- ・ 公益的機能の発揮が期待されているものの、機能の低下又は低下のおそれがあり整備が必要な森林
- ・ 当該地区に国有林の施業予定地があること（国有林と連結した路網の整備及び計画的な施業により、効率的な森林整備を実施することで公益的機能の発揮が期待できる森林）

ポイント②

協定の締結

- ・ 森林所有者等の合意の下で、森林管理局長と協定を締結します。
- ・ 期間は最長で10年
- ・ 協定の内容を公告・縦覧により明確化

国有林内に孤立する民有林における間伐等の実施

国有林、民有林を巡回する路網

ポイント③

森林管理署が行う 一体的な取組(※)

- ・ 民有林、国有林を巡回する効率的な路網計画の作成・提案・施工管理
- ・ 民有林の間伐等の森林整備
- ・ 路網の共同利用

※協定に基づく間伐の実施後、5年間は、皆伐は行えません。

※具体的には協定の締結に際して取り決めいたします。

ポイント④

期待される効果

- ・ 当該地域における森林の公益的機能の維持増進
- ・ 事業費に対し一定割合の国の補助が受けられます。（国2/3以上、所有者1/3を上限として負担）
- ・ 立木調査や事業実施の手続き等は国が行います。
- ・ 民有林から出材される間伐材が少量でも、国有林材の購入業者への販売が期待できます

※ 森林管理・環境保全直接支援制度との比較。ただし、自治体によってはより高率の助成を行っている場合があります。